

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡南高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年12月13日

イ 本監査実施日 平成30年1月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
学校徴収金の取扱いに当たり、資金前渡金の精算報告が行われていないものが複数あったので、適正な事務の執行に努められたい。	学校徴収金の取扱いに当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡商業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年1月11日

イ 本監査実施日 平成30年2月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、121,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成30年2月19日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立花巻北高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年12月6日

イ 本監査実施日 平成30年1月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成30年2月27日に備品管理一覧表を整理した。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底し、再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立花北青雲高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年12月12日

イ 本監査実施日 平成30年1月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の還付に当たり、還付事由発生後相当期間経過してから還付しているものが1件、89,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料の還付については、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

5 (1) 監査対象機関名 岩手県立北上翔南高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年12月6日

イ 本監査実施日 平成30年1月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、37,275円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成30年1月24日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

6 (1) 監査対象機関名 岩手県立前沢高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年11月28日

イ 本監査実施日 平成30年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、219,060円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成30年3月16日に返納が完了した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

7 (1) 監査対象機関名 岩手県立住田高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年11月16日

イ 本監査実施日 平成30年1月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、43,500円あったので、適正な事務の執	支出すべき金額より多く支出していた扶助費については、平成29年11月17日に返納した。

行に努められたい。

今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

8(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡視覚支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年1月18日

イ 本監査実施日 平成30年2月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、38,985円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた勤勉手当については、平成30年2月5日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

9(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡聴覚支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年1月17日

イ 本監査実施日 平成30年2月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公舎料及び駐車場利用料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが1件、131,230円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	公舎料及び駐車場利用料の徴収に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

10(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡となん支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年1月16日

イ 本監査実施日 平成30年2月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが51件、51,775円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の支給に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

11(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡みたけ支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年1月16日

イ 本監査実施日 平成30年2月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
------------	------

<p>ア 委託料の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、933,120円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 支出すべき金額より多く支出していた委託料については、平成30年2月21日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>
<p>イ 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが3件、124,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成30年2月15日に追給した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>